

# 稲庭頭首工管理規程

## 第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は維持管理計画に基づき稲庭頭首工（堰堤、取水施設、電気設備、その他付帯施設を含む。以下「頭首工」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者及び管理責任者）

第2条 頭首工の管理は、稲川土地改良区が行い、理事長が頭首工管理責任者（以下管理者）となる。

2. 管理者は水利使用規則（平成18年8月4日 17国東整水第353号）及びこの規程の定めるところにより頭首工の管理をするものとする。
3. 管理者は頭首工の管理を適正に行うために、管理所に管理主任者をおくものとする。
4. 前項の管理主任者は、部下の職員を指揮監督してこの規程の定めるところにより、頭首工の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。
5. 管理主任者を定めた時には、河川管理者に届け出るものとする。

（異例の措置）

第3条 管理主任者はこの規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

ただし、異常事態の発生により緊急に処理を要するものについて、この限りではない。

2. 管理主任者は、前項のただし書きにより処理した場合には、事後すみやかに管理者に報告するとともに、その後の処理についての指示を受けなければならない。

（頭首工の諸元等）

第4条 頭首工の諸元、その他管理上参考となるべき事項は次のとおりとする。

（1）頭首工

イ. 可動部

土砂吐ゲート（天端標高）EL151.130m

ロ. ゲートの規模

（イ）土砂吐ゲート（幅 3.000m×高さ 1.350m×4門）

（ロ）取水ゲート（幅 2.325m×高さ 1.000m×2門）

ハ. ゲートの開閉の速さ

土砂吐・取水ゲート1分間につき0.30m

（2）集水面積

（イ）直接集水面積

232km<sup>2</sup>

- (3) 計画洪水流量 1,200m<sup>3</sup>/s
- (4) 計画高水位（標高、河川水位） 153.830m
- (5) 最大取水量 2.674 m<sup>3</sup>/s
- (6) 計画最大取水水位（標高、取水口直下流水位） 150.917m
- (7) 取水制限流量（義務放流量） 1.600 m<sup>3</sup>/s

※ 頭首工地点における河川の水位（以下「河川の水位」という）は土砂吐門に設置された水位の読みに基づいて算定する。

## 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

### 第1節 水位

（水位の制限）

第5条 頭首工からの取水は、河川の水位が標高151.030m以上151.630m以下のときにおいて行うものとする。豪雨等により河川の水位が標高151.630mを超えることが予想される場合は取水ゲートを閉扉するものとする。

2. 管理主任者は前項に規定する水位を厳守して、かんがい用水の取水を行い、かつ河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

### 第2節 取水

（取水）

第6条 管理者はそれぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象及びかんがい等の状況を考慮して、受益地に必要な水量を取水するものとする。

計画取水量

区 分		期 間			年 間 総取水量 (m <sup>3</sup> /s)	
		5月10日から 5月20日まで (m <sup>3</sup> /s)	5月21日から 8月31日まで (m <sup>3</sup> /s)	9月1日から 5月9日まで (m <sup>3</sup> /s)		
注本 水取 用水 取口 水兼	稲庭頭首工	2.674	2.593	1.273	47,770	
	内 訳	本取水用	2.456	2.382	1.234	45,300
		注水用	0.218	0.211	0.039	2,470
本 取 水 口	七右エ門堰	0.218	0.211	0.039	2,470	

（取水時のゲート操作）

第7条 かんがい用水の取水を行うときは、河川の水位及び取水量に応じて堰取水口ゲートの開度を調節して行うものとする。

（義務放流）

第8条 義務放流量は、頭首工地点の河川流量の範囲内において、次に掲げる量とす

る。

放流期間	1月1日から12月31日まで
義務放流量	1.600m <sup>3</sup> /s

※ なお、頭首工地点の河川流量とは、取水量と放流量を合算した流量とする。つまり頭首工から取水量と土砂吐ゲートからの放流量と固定部からの越流量を合算した流量である。

（取水量の測定）

第9条 取水量の測定は、取水口下流に設置された時期水位計の読みに基づいて行うものとする。

2. 管理者は取水量の正確を期するために毎年水位計地点の流量測定を行い、その結果に基づいて取水量の測定表を補正するものとする。

（放流の安全の確認）

第10条 土砂吐ゲートを操作して放流量を増加させるときは、あらかじめ下流の安全を確認しなければならない。

### 第3章 点検及び整備に関する事項

（点検及び整備等）

第11条 管理主任者は、ゲート等を操作するために必要な機械及び機具の整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時点検を行うこと。特に洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象で、その影響が席に及ぶことが予想される場合、すみやかに堰の点検を行い、その実態を詳細に把握しなければならない。

（監視）

第12条 管理主任者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持管理及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第13条 洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により頭首工に関する異常、かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をするとともに、別表第1に掲げる関係機関に対し旨を報告しなければならない。

### 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

（洪水警戒体制）

第14条 管理者は、次に掲げる事項に該当するときは洪水警戒体制をとらなければならない

ない。

- 1) 雄勝地方を対象として大雨洪水警報が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められるときから、これらの警報が解除又は切り替えられ、かつ洪水の発生する恐れが少ないと認められるまでの間。
- 2) 河川の水位が標高151m63cm（水位標高1m85cm）を上回るおそれが大きいと認められるときから、河川の水位が標高151m63cm以下となり、ふたたび増水するおそれがないと認められるときまでの間。

（洪水警戒体制における措置）

第15条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれの担当箇所に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 1) 頭首工を操作するために必要な機械及び器具（予備電源設備を含む）、その他頭首工の操作に関し必要な措置。
- 2) 関係地方气象台及び市町村、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密に行うこと。
- 3) 常に河川の流量及び水位に注意し、第5条の規定により頭首工の操作に万全を期すること。

## 第5章 雑 則

（管理日誌及び記録）

第16条 管理主任者は、第12条の規定による頭首工の監視に関する記録を作成すること。また、管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 気 象
- (2) 水 象
- (3) 取水量
- (4) 取水ゲートの操作の時刻及び開度
- (5) 点検及び整備に関すること

## 附 則

この規程は認可の日から施行する。

別表第1（第13条）

通知の相手方		通知または 通報の方法	摘 要
名 称	担当機関の名称		
国土交通省	湯沢河川国道事務所河川管理課	電 話 0183-73-3174	
秋 田 県	雄勝地域振興局建設部河川砂防課	〃 0183-73-6168	
〃	雄勝地域振興局農林部農村整備課	〃 0183-73-6135	
湯 沢 市	農 林 課	〃 0183-73-2111	
警 察 署	湯沢警察署	〃 0183-73-2127	
消 防 署	湯沢雄勝広域消防署 稲 川 分 署	〃 0183-42-2330	